実施要項の「３　参加資格」の（１）から（８）までの

いずれにも該当する旨の誓約書

令和５年 　月 　日

（あて先）

埼玉県知事　大野元裕

　　（企画提案者）

　　　主たる事務所の所在地

　　　法人名

　　　代表者職・氏名

　埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター設置業務企画提案書の提出に当たり、実施要項の「３参加資格」の（１）から（８）までのいずれにも該当することを誓約します。

（参　考）

３　応募資格

　　次の（１）から（８）に該当する者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者

（２）埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条 の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者

（５）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年３月３１日付け入審第５１３号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者

（６）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日付入審第９７号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

（７）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

（８）当該プロポーザルの公募開始日までの間に、国又は地方公共団体から新型コロナウイルス感染症について、電話相談業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者（包括的な契約で業務内容の一部に電話相談業務が含まれる場合は、契約書や仕様書等で当該業務が含まれていることが確認できるものを対象とする。）